

小牧市高齢者デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月25日

小牧市長 山下 史守朗

小牧市条例第50号

小牧市高齢者デイサービスセンターの設置及び管理に関する  
条例の一部を改正する条例

小牧市高齢者デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例（平成12年小牧市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「通所介護」の次に「（以下「通所介護」という。）」を、「第1号通所事業」の次に「（以下「第1号通所事業」という。）」を加える。

第10条の見出しを「（利用料等）」に改め、同条第2項中「厚生労働大臣が」を「通所介護にあつては厚生労働大臣が、第1号通所事業にあつては市長がそれぞれ」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 利用者は、利用料のほか、実費として食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用を指定管理者に納付しなければならない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。